

# 第10回 液化石油ガス流通ワーキンググループ 事務局提出資料①

## ～ガイドライン等の改正概要～

令和6（2024）年11月20日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

# ガイドライン及び運用・解釈通達の改正案に対するパブリックコメントについて

- ガイドライン及び運用・解釈通達の改正案について、2024年5月25日付で意見募集を行ったところ、概要は以下のとおり。

※ガイドライン:液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(平成29年2月22日制定、平成30年2月22日改訂)

※運用・解釈通達:液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について(平成09・03・17資庁第1号)

	パブリックコメントの概要	提出意見の概要
募集期間等	<p>(1) 意見募集期間 2024年5月25日～2024年6月23日</p> <p>(2) 資料入手方法 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載</p> <p>(3) 意見提出方法 電子政府の総合窓口「e-Gov」 郵送、電子メール</p>	<p>【ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ガイドラインの目的・定義等について <b>8件</b></li> <li>● LPガス料金等の情報提供について <b>5件</b></li> <li>● 過大な営業行為の制限について <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 正常な商習慣を超えた利益供与の制限 <b>34件</b></li> <li>2) LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結禁止 <b>14件</b></li> </ul> </li> <li>● 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）について <b>31件</b></li> <li>● その他 <b>18件</b></li> </ul> <p>【運用・解釈通達】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第13条（書面の記載事項）関係について <b>9件</b></li> <li>● 第16条（販売の方法の基準）関係について <b>7件</b></li> <li>● その他 <b>3件</b></li> </ul>
意見募集結果	<p>【ガイドライン】 提出件数：<b>41</b>件 (意見数：<b>110</b>件)</p> <p>【運用・解釈通達】 提出件数：<b>5</b>件 (意見数：<b>19</b>件)</p>	

# 取引適正化ガイドライン等の改正について（2024年7月2日改正・公表）

- LPガスの商慣行是正に係る「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、液化石油ガス法という）の改正省令については、2024年4月2日に公布、同年7月2日に施行（三部料金制の徹底に係る規律については、2025年4月2日施行予定）。
- どのような行為や契約条件等が「正常な商慣習を超えた利益」や「切り替えを制限するような条件」に該当し、液化石油ガス法上の違反行為となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に判断することになるところ、個別判断の蓄積がない現段階において、その内容や解釈を具体的に示すことは困難である上、かえって潜脱行為を促してしまうおそれもある。他方、多数のLPガス事業者に改正制度の遵守を促し、抜け駆け行為により制度改正がなし崩しにならないようにするためには、あらかじめ違反のおそれのある行為について具体的に提示していくことも重要。
- このため、「取引適正化ガイドライン」（液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針）を改正し、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方など、LPガス事業者が留意すべき事項を提示。
- 今後、判断事例を積み重ね、ガイドラインを適時適切に見直していく。

## 【参考】 ガイドライン等の改正方針

1. 問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等については、WG中間とりまとめの指摘事項等も踏まえ、都市ガス分野の「ガスの小売営業に関する指針」等も参考にしながら、「取引適正化ガイドライン」を改正。
2. 改正前の「取引適正化ガイドライン」は、LPガス事業者が取り組むべき事項を記載していたところ、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方等を盛り込むべく、ガイドラインの位置づけとして、液石法等の関係法令の遵守や自主的な取組を促すための指針であることを明確化。
3. 「運用・解釈通達」については、今回の制度改正の内容を踏まえ、必要最小限の加筆・修正を行う。
4. LPガス事業者等から寄せられた質問に対する考え方については、パブリックコメントに対する回答において示しているところであるが、今後、必要に応じて、Q&Aとして整理。

# 【参考】液化石油ガス法「改正省令」の概要

- ・ 下記(1)及び(3) : 2024年7月2日施行
- ・ 下記(2) : 2025年4月2日施行

## (1) 過大な営業行為の制限

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

## (2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制 (設備費用の外出し表示) の徹底**  
(改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**  
(改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止**  
(改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。  
上記②及び③は新規契約のみ適用 (既存契約は早期移行努力義務)。

## (3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① **入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務** (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示) (改正省令第16条第15号の2)
- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け** (同上)

# 【参考】罰則等の対象とすることを通じた実効性・抑止力

## 【罰則等の対象となる規律】

- ・ 過大な営業行為の制限
- ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）
- ・ 入居予定者から直接要請があった場合におけるLPガス料金情報の提供

## 【具体的な規則ぶり】

- **液石法第16条第2項の規定「施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない」**における「施行規則で定める基準」として、新たな規律を設ける。  
    = **液石法施行規則第16条（販売の方法の基準）の改正**
- 以下のような罰則等が適用される。
  - ✓ **報告徴収〈法第82条〉、立入検査〈法第83条〉**
  - ✓ **勧告〈法第17条第1項〉、さらに勧告に従わないときは公表〈法第17条第2項〉**
  - ✓ **基準適合命令〈法第16条第3項〉、さらに命令に違反したときは登録取消し〈法第26条第4号〉**
  - ✓ **30万円以下の罰金〈第100条第1の2号〉**

## 【実効性確保に向けた取組】

通報フォームの設置・活用、執行体制整備、関係省庁との連携、公開モニタリングの継続実施等を通じた**市場監視の強化・徹底** + **自主的取組の推進**（商慣行見直しに向けた取組宣言等）

# LPガス取引適正化ガイドラインの改正概要①

- **ガイドラインの内容・目的** を下記のとおり明確化。
- WG中間とりまとめの内容を踏まえ、**①液石法等との関係で問題となる行為については、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案して個別に判断**するものであること、**②判断の積み重ねによりガイドラインを進化させていく**という趣旨を記載。（\*都市ガスの小売営業指針にも同様の記載あり）

## 1. 目的 ※ 下線を追加。

(略)

このため、資源エネルギー庁では、平成28年2月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ（WG）」を設置し、LPガス料金の透明化等に向けた検討を行い、同年5月に報告書がとりまとめられた。また、令和5年3月から、いわゆる無償貸与や貸付配管といった商慣行を背景に、LPガスの消費者が不利益を被っている状況を是正すべく検討を行い、令和6年4月に報告書がまとめられた。

**本指針は、上記報告書等を踏まえ、LPガスが今後とも消費者から選択されるエネルギーとなるため、液石法等の関係法令の遵守及び自主的な取組を促すための考え方や具体例を含めた、LPガス事業者が留意すべき事項をまとめたもの**であり、これによって、消費者の保護の充実を図り、消費者が安心してLPガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、LPガス販売事業の健全な発展に資することを目的とするものである。

なお、**どのような行為等が液石法等との関係で問題となるかについては、取引の内容や影響など、様々な要素を総合的に勘案し、個別に判断することが求められるものであり、それをあらかじめ網羅的に示すことは困難**である。したがって、今後、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に対応し、その**判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになる**と考えられる。**本指針については、今後のLPガスの取引の実態や消費者との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていく**こととする。

# LPガス取引適正化ガイドラインの改正概要②

## (1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

### ●本規律の趣旨・狙い

- ・ いわゆる「無償貸与」など、オーナー等に対して過大な利益供与を行うという商慣行そのものを是正  
(=消費者に対する不透明で高額な料金請求という課題の根本原因の是正)  
事業者切替えを不当に制限することを禁止することで、消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備

### ●「利益の供与」とは？

- － 設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、
- － 紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供が含まれる。

### ●問題となりうる行為の例

- ① 賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切り替える条件として、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベ置き場の賃借料の支払い等、様々な名目により利益供与を行うこと
- ② 消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示すること
- ③ オーナーや一般消費者等との設備貸与契約やその他契約において、以下の条件を設ける等により、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に阻害すること
  - i) 契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けること
  - ii) 契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設けること
  - iii) 消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間とすること

# LPガス取引適正化ガイドラインの改正概要③

## (1) 過大な営業行為の制限 2024年7月2日施行

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

### ●問題となりうる行為の考え方・留意点

- ・ **オーナー等に対する継続的な利益供与※**は、**LPガス事業者の切り替えを長期にわたって阻害する効果**を有する。 ※例えば、フリーメンテナンス契約、LPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料の支払い、広告宣伝費の支払い等。
- ・ **いわゆるブローカーや仲介業者**など、LPガス営業を代行・仲介する事業者に対して**支払う報酬**が、LPガス販売契約の違約金に含まれるなどして高額となり、**結果としてLPガス事業者の切替えを阻害する効果**を有する。
- ・ **いわゆるブローカーや仲介業者**など、LPガス事業者の切替え営業を代行する事業者等による**営業行為が問題**となったときは、その責任は**LPガス事業者自身が負う**こととなる。

### ●LPガス事業者による説明責任

- ・ LPガス事業者は、**個々の営業行為や契約等の条件について**、他の事業分野の事例も参考にしつつ、正常な商慣習を超えた利益供与ではない、LPガス料金の低減に資する行為である、LPガス事業者の切替えを不当に制限するものではない等、**対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるようにしておく必要**がある。

### ●望ましい行為

- ・ **オーナー等に対する利益供与行為**が、**事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば**、そうした利益行為については、**過大なものかどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい**。
- ・ いわゆる「貸付配管」は、消費者による**LPガス事業者の選択を阻害しうる**ものであることから、**今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことが望ましい**。

# LPガス取引適正化ガイドラインの改正概要④

## (2) LPガス料金等の情報提供 2024年7月2日施行

- ① 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
- ② 入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

※ 令和3年6月の通知（及び本年2月29日付けの再周知の通知）に記載されている内容を法定化。

### ●本規律の趣旨・狙い

- ・賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約があるところ、消費者が、LPガス料金等の情報を知った上で入居することができるようにする。

### ●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある
  - ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
  - ② 上記料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
  - ③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること
- ・消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない。

### ●問題となりうる行為の例

- ・不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニュー提示すること

# LPガス取引適正化ガイドラインの改正概要⑤

## (3) 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止） 2025年4月2日施行

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

### ●本規律の趣旨・狙い

- ・不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

#### <費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方>

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不适当。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不适当。

### ●LPガス事業者による説明責任

- ・消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- ・LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

### ●望ましい行為

- ✓ 2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で計上禁止に係る規律は適用されないが、消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直していくことが望ましい（施行規則附則第3条）。

# 「運用・解釈通達」の改正概要

	対象となる条文	改正前	改正の概要
14 条書面の記載事項の修正	施行規則 第13条第5号	三部料金制が前提の記載になっていない	三部料金制が前提の記載とし、設備料金の扱いを明確化
		設備の設置費用をLPガス料金に上乗せする例示として、空調設備が記載されている	LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への上乗せ禁止に伴い、例示である「空調設備」を削除
		空調設備の設置費用等を基本料金又は従量料金に含めることができることを前提とした記載がある	三部料金制の徹底に伴い、設備費用を基本料金や従量料金に含めることができなくなることから、該当する部分を削除
新設した規律内容の明確化	施行規則 第16条第15号の2	—	LPガス料金等の情報提供について、入居者から直接情報提供の要請があった場合、LPガス事業者に対応する義務があることを明確化
	施行規則 第16条第15号の8	—	LPガス消費とは関係のない空調設備（エアコン）等の設備の設置等の費用をLPガス料金に含めて請求してはならない旨を明確化
	施行規則 第16条第15号の9 ただし書き	—	「消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合」とは、主にガス漏れ警報器の貸与料金をLPガス料金に含めて請求する場合が該当する旨を記載

## (参考) よくある質問に対する考え方①

### <無償貸与設備の引き継ぎについて>

- ※ 無償貸与契約の引き継ぎ（オーナーチェンジの場合、LPガス事業者を切替える場合）についての質問が数多く寄せられている。ガイドライン改正案のパブリックコメントとしても、複数の意見が寄せられたところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。
- ✓ 2024年7月2日以降、オーナー等との無償貸与契約については、名義変更や契約の引き継ぎ時点で「新規」扱いとなり、過大な営業行為の制限に係る規律の対象となる。
- ✓ 例えば、契約切り替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備について、契約切り替え後のLPガス事業者が「残存簿価で買い取ることより引き継ぐ」行為については、
  - 1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
  - 2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
- ✓ 加えて、2025年4月2日以降は、三部料金制に係る規律との関係においても、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。
- ✓ 特に2025年4月2日以降に締結される、消費者とのLPガス販売契約においては、LPガス料金として設備費用を計上することは原則禁止となる。LPガス料金では費用回収ができなくなることも考慮した上で、貸与設備を買い取るかどうかについて判断する必要あり。
- ✓ なお、無償貸与等を行っている場合であってLPガス料金に設備費用が含まれていない（該当なし、0円）とする場合は、規制当局として、その根拠を確認していく方針。

## (参考) よくある質問に対する考え方②

### <無償貸与以外の利益供与について>

※ いわゆる「無償貸与」以外の利益供与についての質問も多数寄せられているところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。

- ✓ 今回の制度改正では、賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与のみならず、戸建て住宅や飲食店等の業務用案件を巡る利益供与についても規律の対象。
- ✓ 無償貸与以外の利益供与としては、ガイドラインでも、様々な形態が該当することを既に説明済み。  
　　<取引適正化ガイドライン(抜粋)>  
　　“利益の供与には、設備の無償貸与や安値提供、フリーメンテナンスサービス等の物品・サービスの提供に加え、紹介料等の名目による切替え手数料の支払い、回収代行手数料等の名目によるLPガス料金の一部のキックバック、LPガスボンベ置き場の賃借料や広告宣伝費等の名目による金銭的な利益の提供が含まれる”
- ✓ パブリックコメントでは、例えば、①LPガス事業者の切替え時に、消費者の代理人となって切替え交渉を行う業務や、消費者による訴訟費用を負担する行為、②1円給湯器（安値販売）、③給湯器等の設置工事費等が過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となるかとの質問があったが、共通する考え方としては以下のとおり。
  - ・ 上記いずれの例であっても、
    - 1) LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
    - 2) 当該買取りに係る費用が違約金に含まれるなどして高額となり、LPガス事業者の切替えを不当に制限する場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
  - ・ 違法性の判断に際しては、取引の内容や影響など様々な要素を総合的に勘案することとなるが、例えば、LPガス販売契約の切替えを長期にわたって阻むこととなるかどうかは重要な考慮要素。
- ✓ 今後、通報フォームに寄せられた情報や各種調査結果等を活用し、WG等の公開の場で、市場監視・モニタリングを実施していくこととしている。その場での議論や、個別事案の判断事例の積み重ね等も踏まえて、問題となる行為の考え方や具体例を提示していく（ガイドラインにも適時反映）。

## (参考) よくある質問に対する考え方③

### <貸付配管と新たな規律との関係>

※ いわゆる「貸付配管」と新たな規律との関係についても事業者間で認識が異なる等、各種質問が寄せられているところ、改めて考え方を整理すると、以下のとおり。

- ✓ いわゆる「貸付配管」については、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害しうるものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが大前提。 ※ガイドラインでも「望ましい行為」として位置づけ。
- ✓ その上で、新たな規律との関係を整理すると、ガス配管について、
  - 1) 当該設備の貸与契約等が、LPガス消費者との契約確保を目的として過大になされる場合や、
  - 2) 当該設備の貸与契約等に、高額な違約金規定や当該設備の高額な買取り条項等が含まれており、消費者によるLPガス事業者の選択を不当に制限するような場合は、過大な営業行為の制限に係る規律との関係で問題となりうる。
- ✓ 加えて、三部料金制に係る規律との関係においても、設備費用の外出し表示や計上禁止規定の対象となる。
- ✓ 以上の規律により、いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、一定の改善が期待される。
- ✓ なお、当分の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後（2027年）を目途として、制度上の対応の要否を検討していく方針。

## (参考) よくある質問に対する考え方④

### <オーナーや不動産管理会社から利益供与を求められた場合>

(質問例) 2024年7月2日より前に締結された無償貸与契約等(既存契約)に基づき、ガス給湯器等の貸与設備の交換をLPガス事業者負担で行うことを求められた。負担しない場合はLPガス事業者を切り替えると言われているが、どうすれば良いか。

- ✓ まずは、取引先となる不動産関係者に対し、今回の制度改正の内容について、例えば以下の文書等をもとに説明し、商慣行是正に向けた取組への理解と協力を求めることが重要。
  - 令和6年5月17日付け文書：国土交通省から、不動産関係業界に対し、LPガス事業者に液石法違反に該当する利益供与を求めることは行わないよう通知が発出されていること。
  - 液石法施行規則第16条第15号の9において、
    - ・ 賃貸物件においては、ガス給湯器などガス消費設備等に係る費用は、建物所有者が本体負担すべきものとの趣旨が盛り込まれていること。
    - ・ 加えて、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備の交換に要した費用は、LPガス料金として請求することは禁止されること。
  - 資源エネルギー庁の「取引適正化ガイドライン」において、“オーナー等に対する利益供与行為については一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”とされていること。
- ✓ その上で、LPガス事業者においては、
  - ① 当該設備交換に応じることが、過大な営業行為に該当しないと対外的に根拠をもって説明でき、それが第三者から妥当であると評価されるかどうか、
  - ② 2025年4月2日以降に締結される、賃貸物件に係るLPガス販売契約においては、ガス給湯器等の設備であっても、その交換に要した費用をLPガス料金に上乗せして回収することはできなくなる点について十分考慮した上で、適切に判断することが必要。
- ✓ なお、取引適正化ガイドラインにあるとおり、資源エネルギー庁としては、“オーナー等に対する利益供与行為については（過大かどうかに関わらず）一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい”というスタンス。懸念される動きについては個別具体的に情報提供いただきたい。いただいた情報等も踏まえ、国土交通省等とも連携しつつ、公開モニタリングの場で議論する等、商慣行是正に向けた環境整備に取り組んでいく。